社会福祉法人松阪市社会福祉協議会 嬉野社会福祉センター運営規程

（設置）

第1条 社会福祉法人松阪市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域において、地域住民に対し、社会福祉、その他住民の生活の維持向上のための場を与え、もつて、その福祉の増進を図ることを目的として次の施設を設置する。

名称 嬉野社会福祉センター（以下「センター」という。）

位置 松阪市嬉野権現前町 423 番地 9

（事業）

第2条 センターは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（1）社会福祉を目的とする事業の企画および実施

（2）社会福祉に関する活動への住民参加のための支援

（3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、啓発、連絡、調整

（4）前各号に掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業

（5）保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業との連携

（6）共同募金事業への協力

（7）ボランティア活動の振興

（8）福祉サービス利用援助事業

（9）生活福祉資金貸付事業

（10）地域福祉活動計画事業

（11）その他、センターの設置目的達成のために必要な事業

2 本会は、地域住民の福祉ニーズに応じた活動の推進、福祉の向上および福祉意識の醸成を図るため、社会福祉活動を行う団体に活動の場を提供する。

（責任者）

第3条 センターの運営責任者は、嬉野支所長をもってこれに充てる。

（休館日）

第4条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、会長が特に認めるときは、休館日においても使用することができる。

（1）日曜日、土曜日、および「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）」に規定する休日

（2）12 月 29 日から 1 月 3 日まで

（開館時間）

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 センターの使用時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、その他の時間も使用することできる。

（使用の範囲）

第6条 施設を使用できる者は、次の各号に該当するものとする。

（1）4 人以上のサークル等（活動時も 4 人以上とし、講師・指導者等を除く）

（2）国または地方公共団体
（3）松阪市内の住民自治協議会または地区福祉会及びそれらを構成する団体等
（4）社会福祉事業およびボランティア活動に従事する個人または団体
（5）その他、会長が適当と認める者

（使用の制限）

第7条　次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。
（1）公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
（2）施設または設備器具に損傷・亡失のおそれがあると認められるとき
（3）宗教活動または政治活動を目的とすると認められるとき
（4）その他、会長が不適当と認めるとき

2　会長は、使用の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付すことができる。

（使用者に対する指示）

第8条　会長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な指示を行うものとする。

（使用料）

第9条　使用者は、別表に定める使用料を支払わなければならない。

（使用料の減免）

第10条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。
（1）本会が主催するとき　全額免除
（2）本会が共催するとき　5割減額
（3）その他会長が特に必要と認めるとき　全額　免除又は5割減額

（損害賠償の義務）

第11条　使用者の過失により、センターの施設または設備器具等を損傷し、または亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

（使用の取消）

第12条　会長は、使用者が第7条に違反した場合、使用の取消しまたは使用の停止を命ずることができる。

（委任）

第13条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、令和 8 年 2 月 27 日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表(第10条関係)

嬉野社会福祉センター使用料

1 時間/円(税込み)

区分	1階			2階			
	集会室	多目的室	談話室	研修室	会議室	相談室	調理室
使用料	1,000	800	500	800	600	400	800
冷暖房費	500	400	250	400	300	200	400
放送設備等一式 500							